

告示

埼玉県告示第四百八十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二一六一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字上新郷字並木六千四百七十番一 外九十二筆及び地先道路

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八百七十五・七三立方メートル